

四国中央市の環境

令和6年度版



わたし おりなす

四国中央

目 次

はじめに	・ ・ ・	1 ページ
大気汚染の防止	・ ・ ・	2 ページ
水質汚濁の防止	・ ・ ・	4 ページ
騒音・振動	・ ・ ・	8 ページ
悪臭の防止	・ ・ ・	1 2 ページ
公害・雑草に関する相談	・ ・ ・	1 5 ページ
自然とのふれあいの推進	・ ・ ・	1 6 ページ
地球規模の環境問題	・ ・ ・	1 8 ページ
環境家計簿	・ ・ ・	1 9 ページ

はじめに

私たちは、快適な生活を求めて、大量生産、大量消費、大量廃棄を繰り返す生活をして、環境に多大な負荷をかけてきました。それに加え近年、地球温暖化、オゾン層の破壊、エネルギー問題など、地球規模の環境問題がクローズアップされています。その一方で、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げ、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするために、様々な取組を行っています。

市民生活による廃棄物の焼却、生活排水、工業廃水など、その一つひとつは、私たちの生活に深く関係しています。こうした環境問題を、私たち一人ひとりが日常生活や事業活動を見直し、市民・事業者・行政が共通の認識と責任の下で自主的、積極的な取組をしていく必要があります。

「環境の世紀」といわれる新しい時代の中で、環境への負荷の少ない持続可能な資源循環型社会への転換を図るため、「人にやさしい、環境にやさしいまちづくり」を皆様とともに推進してまいります。



大気汚染の防止

令和5年度 大気環境監視体制

測 定 局	測 定 項 目												降 下 ば い じ ん
	二 酸 化 硫 黄	浮 遊 粒 子 状 物 質	風 向	風 速	一 酸 化 窒 素	二 酸 化 窒 素	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	一 酸 化 炭 素	炭化水素			微 小 粒 子 状 物 質	
									全 炭 化 水 素	非 メ タ ン	メ タ ン		
① 金田	○	○	○	○	○	○							
② 浜田	○	○	○	○	○	○							
③ 西新町	○	○	○	○	○	○							△
④ 金生	○	○	○	○									
⑤ 朝日	○	○	○	○	○	○							
⑥ 松柏	○	○	○	○	○	○							△
⑦ 中之庄			○	○	○	○							
⑧ 寒川	○	○	○	○	○	○							△
⑨ 上分	○	○	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	
⑩ 伊予三島	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎	
⑪ 土居庁舎	◎	◎	◎	◎									

(○監視項目、◎愛媛県設置施設、△1ヶ月単位の測定項目)

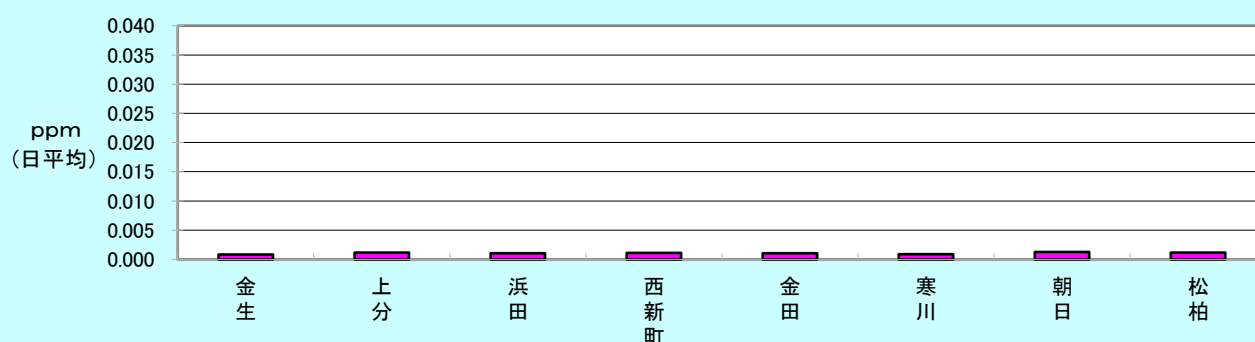


■ 大気汚染に係る環境基準

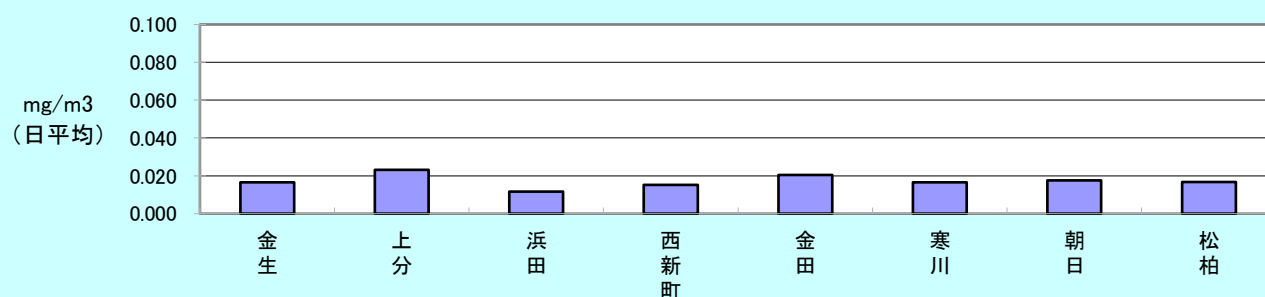
物 質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ1時間値が0.1ppm以下
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
降下ばいじん	環境基準の指定なし。(一般に10t/km ² /月以内で生活環境上問題なし)

令和5年度 大気測定結果

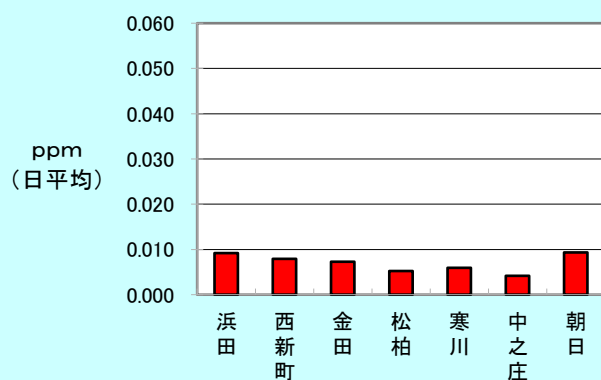
二酸化硫黄



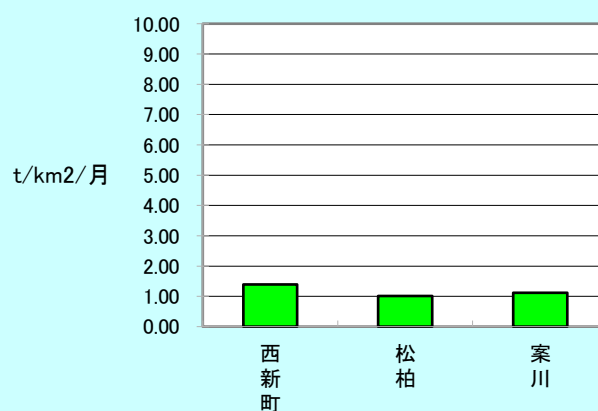
浮遊粒子状物質



二酸化窒素



降下ばいじん



水質汚濁の防止

河川や湖沼、海洋などの水環境の水質が悪化することを水質汚濁といいます。

汚濁の要因は、工業廃水、生活排水、鉱物汚染、農薬汚染、二次的に発生する富栄養化など、さまざまですが、そのいずれもが生物の生存を危うくし、人間の健康を損なう要因となります。

水は、すべての生物にとってその存在に欠かせないものです。水の存在があってはじめて生態系が成り立っています。その生態系を崩さないよう、洗濯用洗剤や食器洗い用洗剤等、たとえそれが環境にやさしいものであっても、使い過ぎないようにし、水環境にやさしい行動をしましょう。

■ 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

(全公共用水域に適用)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	シマジン	0.003mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/l 以下

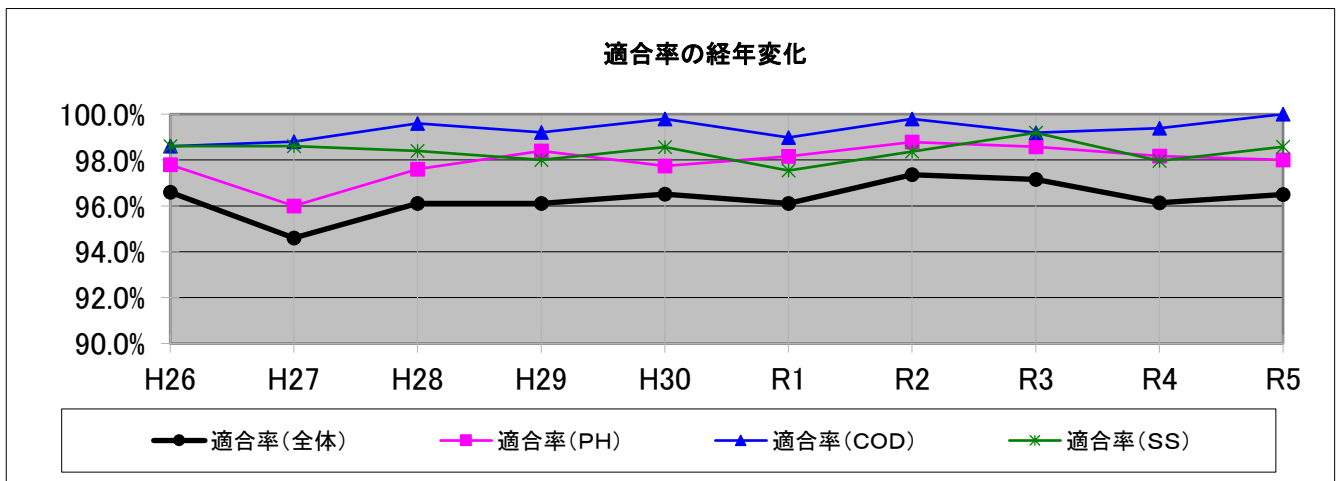
※ 基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。

※ 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※ 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

令和5年度 工場・事業場排水調査結果

調査月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
項目														
排水調査工場・事業場		48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	576
休業又は無排水事業場数		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8	86
基準不適合工場・事業場数		2	1	1	0	0	1	5	0	2	2	2	1	17
不適合内訳	PH 不適合	1	1	1			1	2		1	1	2		10
	COD 不適合													0
	SS 不適合	1						3		1	1		1	7
	PH・COD 不適合													0
	PH・SS 不適合													0
	COD・SS 不適合													0
	PH・COD・SS 不適合													0
適合率%		95.1	97.6	97.6	100	100	97.6	87.8	100	95.1	95.1	95.0	97.5	96.5

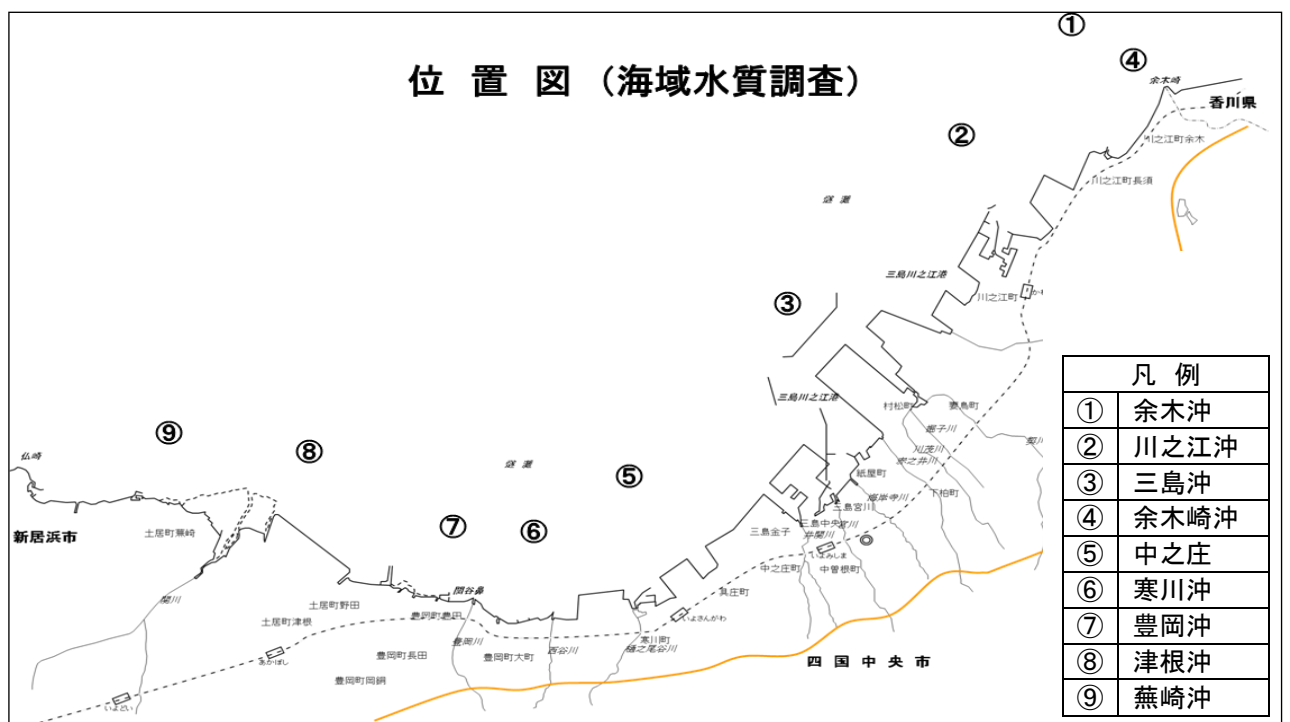
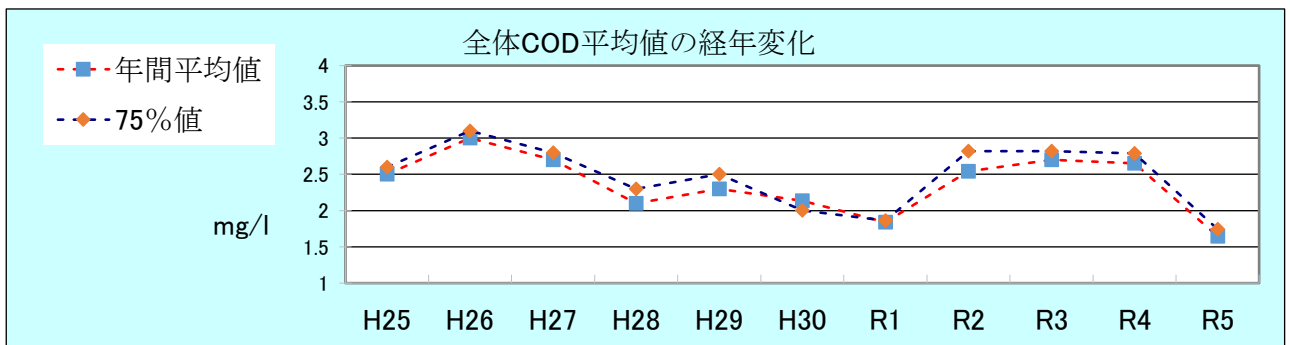


用語（水質の指標）説明	
PH	水が酸性かアルカリ性を示す数値。PHが7で中性、大きくなるほどアルカリ性が強く、小さくなるほど酸性が強い。
COD	水中の浮遊物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量。
SS	水中に浮遊している微細な固形物の量。
DO	水中に溶存する酸素の量。

令和5年度 海域水質調査結果

類型	項 目	PH			DO (mg/l)			COD (mg/l)				塩分 (%)	
	地 点	平均 値	最小～最大	※1 m/n	平均 値	最小～最大	※1 m/n	平均 値	75 % 値	最小～最大	※1 m/n	平均 値	最小～最大
A	①余木沖	8.1	8.1 ～ 8.2	0/12	7.6	6.6 ～ 8.9	6/12	1.7	1.7	1.2 ～ 2.4	1/12	31.34	30.18 ～ 32.71
	②川之江沖	8.1	8.1 ～ 8.2	0/12	7.4	6.1 ～ 8.9	6/12	1.6	1.7	1.2 ～ 1.9	0/12	31.21	29.15 ～ 32.67
	③三島沖	8.1	8.1 ～ 8.2	0/12	7.3	5.9 ～ 8.9	7/12	1.9	2.2	0.9 ～ 2.8	4/12	30.93	27.49 ～ 32.60
	④余木崎沖	8.1	8.1 ～ 8.2	0/12	7.3	6.0 ～ 8.9	8/12	1.7	1.8	1.1 ～ 2.9	1/12	31.28	29.49 ～ 32.61
	⑤中之庄沖	8.2	8.1 ～ 8.3	0/12	7.3	5.0 ～ 9.1	7/12	1.6	1.7	1.0 ～ 2.5	1/12	31.15	29.08 ～ 32.68
	⑥寒川沖	8.1	8.0 ～ 8.3	0/12	7.2	5.4 ～ 8.9	7/12	1.6	1.7	1.2 ～ 2.0	0/12	31.15	29.33 ～ 32.67
	⑦豊岡沖	8.1	8.0 ～ 8.3	0/12	7.2	5.5 ～ 9.1	7/12	1.6	1.7	1.2 ～ 1.8	0/12	31.16	29.26 ～ 32.64
	⑧津根沖	8.1	8.1 ～ 8.2	0/12	7.2	5.2 ～ 8.9	7/12	1.5	1.6	0.8 ～ 1.9	0/12	31.24	29.47 ～ 32.65
	⑨蕪崎沖	8.2	8.1 ～ 8.2	0/12	7.2	5.5 ～ 8.6	7/12	1.6	1.6	1.1 ～ 2.0	0/12	31.34	29.80 ～ 32.72
全 地 点 年間評価 ※2	8.1	8.0 ～ 8.3	0/108	7.3	5.0 ～ 9.1	62/108	1.6	1.7	0.8 ～ 2.9	7/108	31.20	27.49 ～ 32.72	
	—	(100%)		—	(42.6%)		—	—	(93.5%)		—	—	

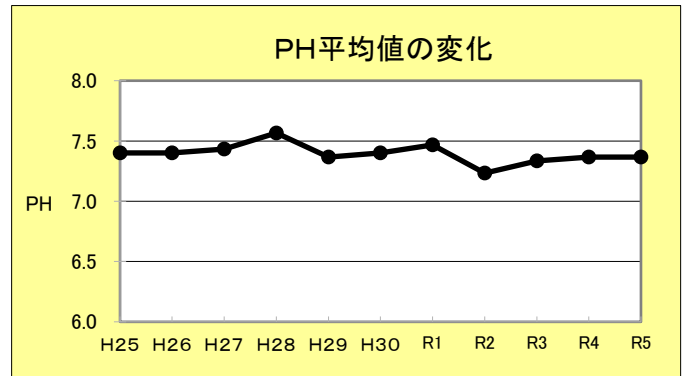
※1 m＝基準未達成数、n＝延べ調査回数 ※2 ()の中はサンプルごとの環境基準(生活環境項目)達成率



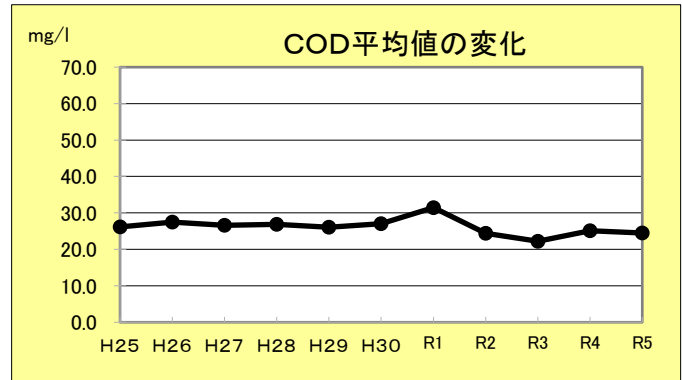
令和5年度 河川水質調査結果

※グラフは各項目の経年変化

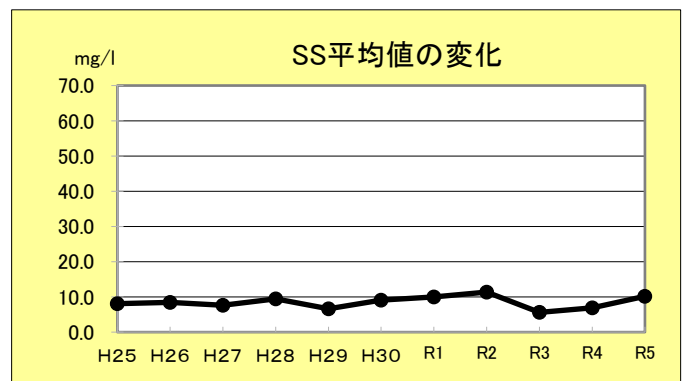
項目 河川名	PH	
	平均 値	最小～最大
①金生川	7.4	7.3 ～ 7.7
②赤之井川	7.5	7.0 ～ 8.0
③樋之尾谷川	7.2	6.8 ～ 7.7



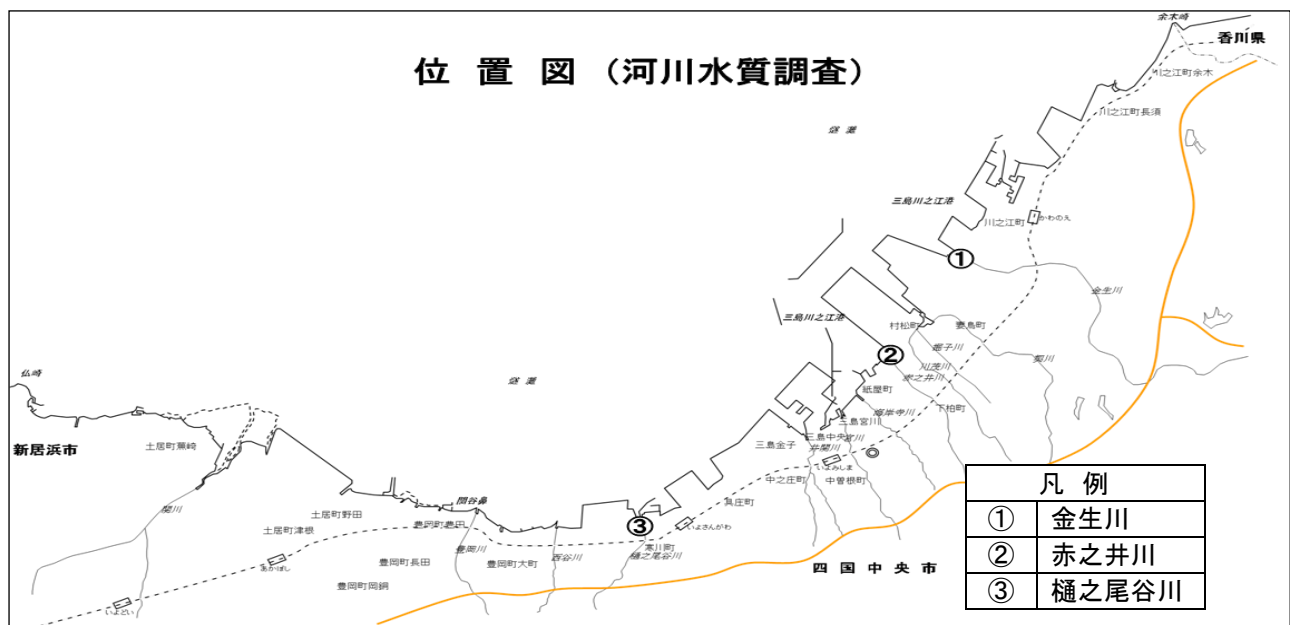
項目 河川名	COD (mg/l)		
	平均 値	75 % 値	最小～最大
①金生川	2.8	2.8	2.1 ～ 4.5
②赤之井川	47.9	53.0	14 ～ 55
③樋之尾谷川	22.7	20.0	3.2 ～ 91



項目 河川名	SS(mg/l)	
	平均 値	最小～最大
①金生川	2.4	1.0 ～ 5.0
②赤之井川	9.6	3.0 ～ 18
③樋之尾谷川	18.5	3.0 ～ 110



環境基準類型指定なし



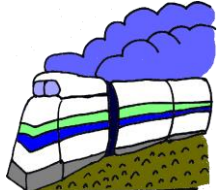
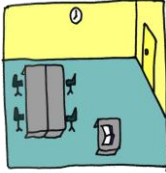
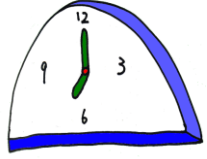
騒音・振動

騒音とは、人が聞いて「好ましくない音」の総称です。騒音の影響は、音の大きさだけでなく、時間帯、生活環境、個人の感受性、心身の状態などに左右されます。

振動とは、事業活動等によって発生する地盤振動が家屋に伝搬することにより、直接的または建具等のガタツキから間接的に振動を感じるものです。

騒音、振動問題とも同様に、局所的な場合が多く、苦情の発生においては、当事者間の日常的な関係も重要な要素となりますので、思いやりの精神で、快適な生活環境を創りましょう。

■ 騒音のめやす

120 デシベル ・ 飛行機エンジンの近く		音の大きさを表す単位としてデシベルが使われています。デシベルとは、物理的な音の強さ(音圧レベル)に人の聴感に合わせて周波数補正を加えたものです。	
110 デシベル ・ 自動車の警笛(前方2m) ・ リベット打ち		100 デシベル ・ 電車通過時のガード下	
90 デシベル ・ 大声による独唱 ・ 犬の鳴き声(正面 5m)		80 デシベル ・ 電車の中 ・ ピアノ(正面 1m)	
70 デシベル ・ 電話のベル ・ 騒々しい事務所の中		60 デシベル ・ 普通の会話 ・ 静かな乗用車	
50 デシベル ・ 静かな事務所 ・ クーラー(始動時,屋外機)		40 デシベル ・ 図書館 ・ 静かな住宅地の昼	
30 デシベル ・ ささやき声 ・ 郊外の深夜		20 デシベル ・ 時計の秒針の音 ・ 木の葉のふれ合う音	

■ 振動のめやす

110 デシベル以上 揺れにほんろうされ、自分の意識で動くことができない。	105～110 デシベル 立っていることができなくなり、はわないと動くことができなくなる。
95～105 デシベル 非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	85～95 デシベル かなりの恐怖感があり、寝ている人のほとんどが、目を覚ます。
75～85 デシベル 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	65～75 デシベル 屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。寝ている人の一部が、目を覚ます。
55～65 デシベル 屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	55 デシベル以下 人は揺れを感じない。

■ 騒音の環境基準

地域類型	昼 間(6～10 時)	夜 間(10～6 時)	当 該 地 域
A	55dB以下	45dB以下	専ら住居の用に供される地域
B			主に住居の用に供される地域
C	60dB以下	50dB以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

地 域 の 区 分	昼 間 (6～10 時)		夜 間 (10～6 時)	
	幹線交通を担う道路に近接する空間	左記以外の地域	幹線交通を担う道路に近接する空間	左記以外の地域
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70dB以下	60dB以下	65dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	70dB以下	65dB以下	65dB以下	60dB以下

※ 幹線交通を担う道路 …… 高速道路・一般国道・県道・市町村道(4車線以上)・自動車専用道路

令和5年度 高速道路騒音調査結果

測定地点	番号	①		②		③	
	測定場所	金生町山田井 通谷		中曽根町 三島公園		土居町野田 土居インター	
環境基準類型		B		B		B	
時間帯		昼	夜	昼	夜	昼	夜
道路に面する地域	環境基準	65	60	65	60	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間における特例	環境基準	70	65	70	65	70	65
	限度値	75	70	75	70	75	70
測定値(騒音: dB)		52	48	54	47	47	41

令和5年度 環境騒音測定結果一覧表

No.	(1)		(2)		(3)	
測定場所	川之江文化センター		村松公民館		西寒川集会所	
類型	C(一般)		C(一般)		B(一般)	
用途地域	近隣商業		準工業		未指定	
等価騒音レベル (dB)	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
	50	47	53	47	49	45
(環境基準)	(60)	(50)	(60)	(50)	(55)	(45)

令和5年度 自動車騒音・振動測定結果一覧表

No.		I		II		III	
測定場所		大柏の木前		三島神社前		エルふたば長津店前	
路線		国道11号バイパス		国道11号		国道11号	
規制区域	騒音	第2種		第3種		第2種	
	振動	第1種		第2種		第1種	
類型		B		C		B	
車線数		4		2		2	
時間帯		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
騒音レベル (dB)	測定値	65	57	68	65	74	71
	要請限度	75	70	75	70	75	70
	環境基準	70	65	70	65	70	65
振動レベル (dB)	測定時間	9～10時	16～17時	9～10時	16～17時	9～10時	16～17時
	測定値	31	33	44	41	37	37

(参考): 振動測定 10分間測定評価 振動限度値 70(昼間)・65(夜間)



凡 例					
高速道路騒音		環境騒音		自動車騒音・振動	
①	通谷	(1)	川之江文化センター	I	大柏の木前
②	三島公園	(2)	村松公民館	II	三島神社前
③	土居インター	(3)	西寒川集会所	III	エルふたば長津店前

悪臭の防止

感覚公害である悪臭は、人により心理的影響が異なることや、住民への悪臭への評価が生活様式、健康状態などにより異なること、発生源が多種多様であることなどから、解決が容易ではありません。

■ 特定悪臭 22 物質と主要発生源

特 定 悪 臭 物 質	に お い	主 要 発 生 源
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場・化製場・し尿処理場
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなにおい	パルプ製造工場・化製場・し尿処理場
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場・パルプ製造工場・し尿処理場
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場・化製場・し尿処理場
二硫化メチル	腐ったたまねぎのようなにおい	
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場・化製場・水産缶詰製造工場
アセトアルデヒド	刺激적인青ぐさいにおい	化学工場・魚腸骨処理場・たばこ製造工場
プロピオンアルデヒド	刺激적인甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソバレルアルデヒド		
イソブタノール	刺激적인発酵したにおい	塗装工程を有する事業場
酢酸エチル	刺激적인シンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場
メチルイソブチルケトン		
トルエン	ガソリンのようなにおい	
スチレン	都市ガスのようなにおい	化学工場・FRP製品製造工場
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場
プロピオン酸	刺激적인酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場・染色工場
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場・化製場・でんぷん工場
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	
イソ吉草酸		

令和5年度 悪臭分析(大気)結果

物質名、基準値 地点、測定日		硫化水素 0.02 以下	メチルメルカプタン 0.002 以下	硫化メチル 0.01 以下	二硫化メチル 0.009 以下
①大王製紙(株) 三島工場正門	R5.5.24	< 0.0005	< 0.0002	0.0043	< 0.0005
	R5.7.26	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.9.19	0.0006	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.11.20	< 0.0005	0.0003	< 0.0005	< 0.0005
	R6.1.22	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R6.2.22	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
②大王製紙(株) 三島工場新工場 南二輪通用門	R5.5.24	0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.7.26	0.0012	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.9.19	0.0079	0.0005	0.0005	< 0.0005
	R5.11.20	0.0011	< 0.0002	0.0025	< 0.0005
	R6.1.22	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
③大王製紙(株) 三島工場墓地	R5.5.24	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.7.26	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.9.19	0.0006	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.11.20	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R6.1.22	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
④三島クリーンプラザ*	R6.2.20	0.0006	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
⑥丸住製紙(株) 大江工場正門	R5.5.24	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.7.26	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.9.19	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.11.20	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R6.1.22	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R6.2.20	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
⑦アイクリーン 正門	R5.5.24	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.7.26	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.9.19	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.11.20	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R6.1.22	0.0009	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R6.2.20	0.0009	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
⑧丸住製紙(株) 本社事務所前	R5.5.24	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.7.26	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.9.19	0.0009	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R5.11.20	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R6.1.22	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
	R6.2.20	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0005
⑩川之江クリーンプラザ*	R6.2.20	< 0.0005	0.0003	< 0.0005	< 0.0005

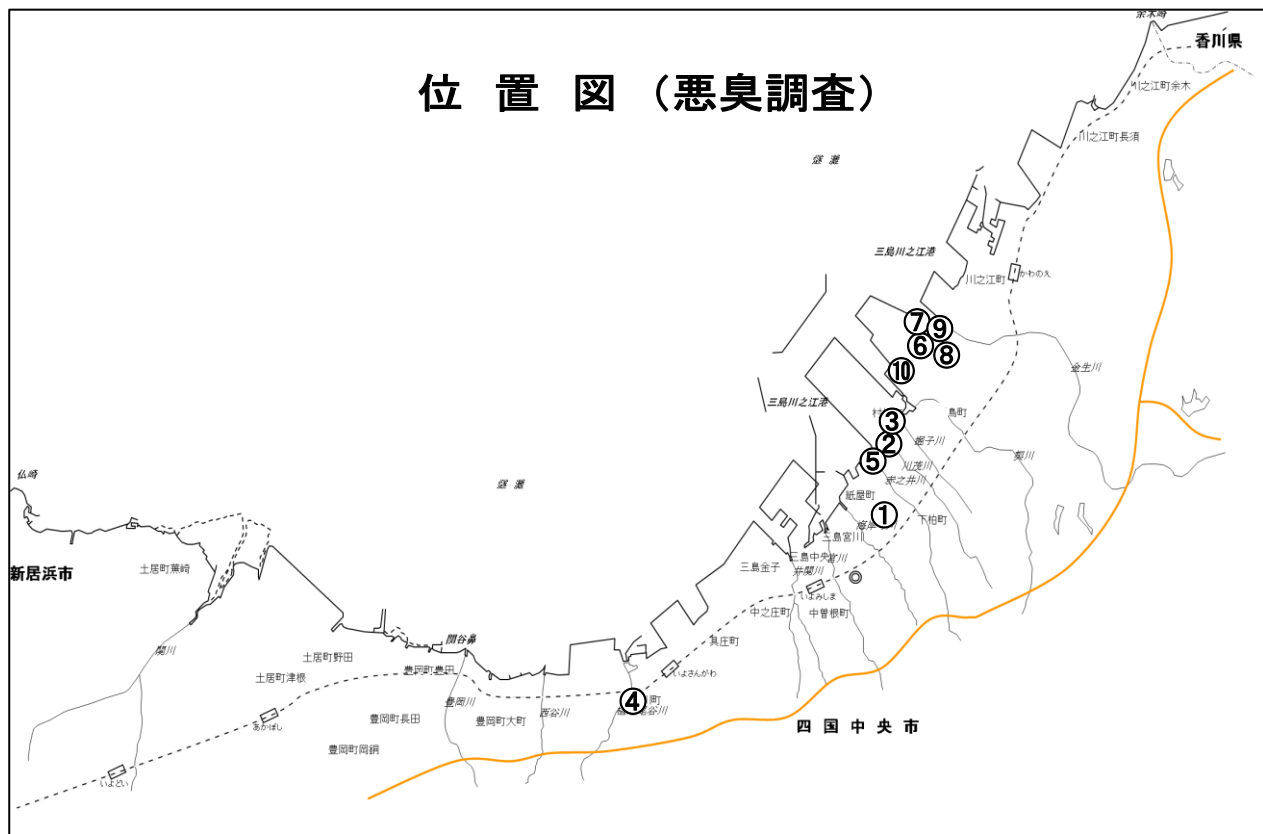
(単位 ppm)

令和5年度 悪臭分析(水質)結果

物質名、基準値		硫化水素	メチルメルカプタン	硫化メチル	二硫化メチル
地点、測定日		0.005 以下	0.002 以下	0.01 以下	0.03 以下
⑤大王製紙(株)三島工場	R5.6.12	< 0.001	< 0.002	< 0.005	< 0.01
⑨丸住製紙(株)	R5.6.12	< 0.001	< 0.002	< 0.005	< 0.01

(単位 mg/l)

位置図(悪臭調査)



凡例

①	大王製紙(株)三島工場正門
②	大王製紙(株)新工場南二輪通用門
③	大王製紙(株)三島工場墓地
④	クリーンプラザ(協)三島工場
⑤水質	大王製紙(株)三島工場
⑥	丸住製紙(株)大江工場正門
⑦	アイクリーン正門
⑧	丸住製紙(株)本社事務所前
⑨水質	丸住製紙(株)
⑩	クリーンプラザ(協)川之江工場

「野焼き」苦情について

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを「野焼き」と言い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃掃法」といいます)」で原則として禁止されています。

「野焼き」には、地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴・法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれ、一般家庭でのごみの焼却行為はほとんど「野焼き」に該当するものと考えられます。この、「野焼き」に関する苦情が、近年、本市が受け付ける公害苦情の多くを占めている状況にあり、広報・ホームページ等による周知・啓発に努めています。

※ 周辺への配慮や諸手続きを実施したうえで例外的に認められているもの

- ◇国や地方自治体が施設管理のために行う場合
- ◇災害の予防、応急対策又は復旧のために行う場合
- ◇風俗習慣上又は宗教上の行事のために行う場合
- ◇農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ず行う場合
- ◇たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる軽微な場合

- 例：河川敷の草焼き、道路そばの草焼き
- 例：災害時の応急対策、火災予防訓練
- 例：正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事
- 例：焼き畑、畦草及び下枝の焼却
- 例：落ち葉たき、キャンプファイヤー

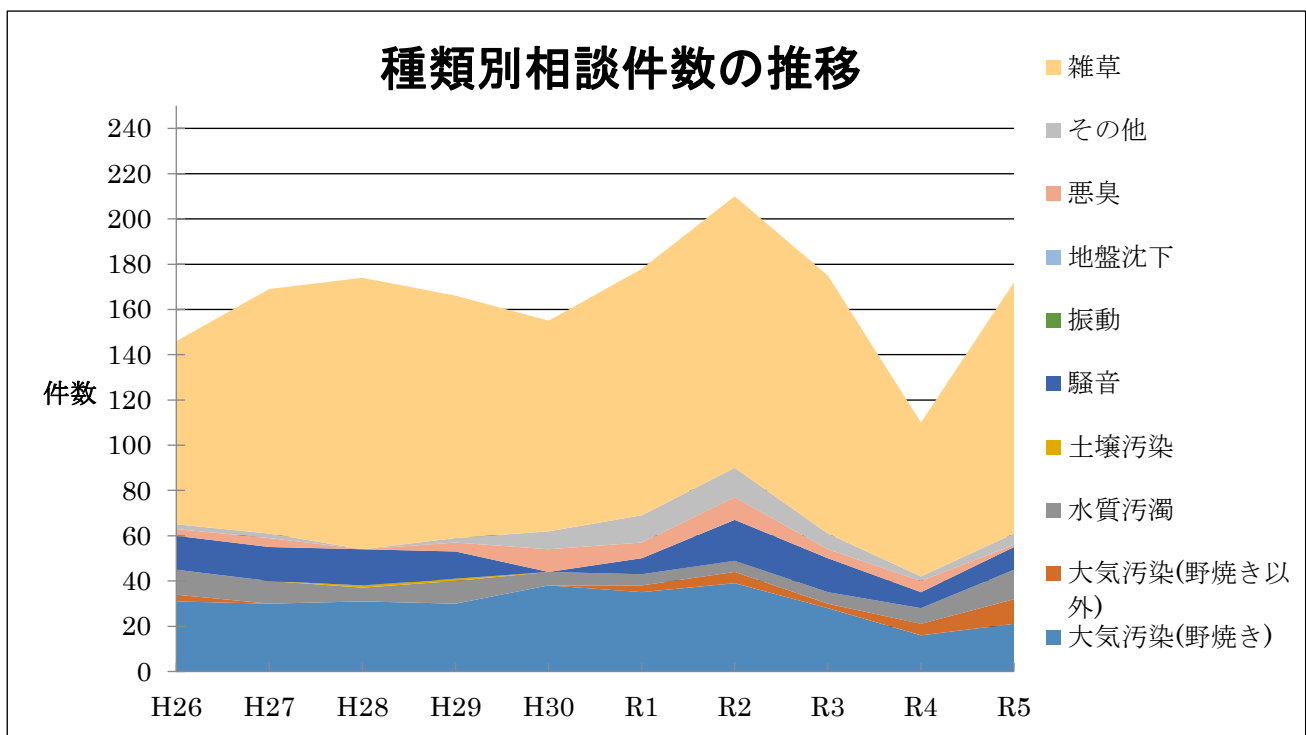
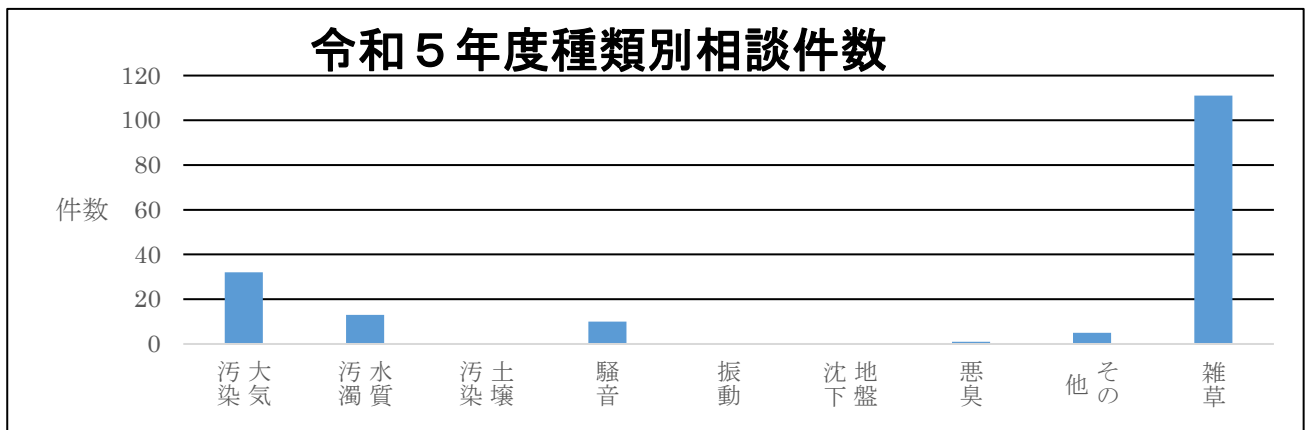
公害・雑草に関する相談

公害や雑草に関する相談は、市民生活に密着した問題で、その適切な処理は、生活環境の保全や紛争の未然防止のためにも極めて重要です。

市民から、ばい煙・騒音・悪臭・汚水などいろいろ相談が寄せられますが、必要に応じ、関係部署と連携をとり、現地調査を行うなど迅速、適切に解決するように努めています。

令和5年度 種類別相談件数

大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	雑草
32	13	0	10	0	0	1	5	111
うち野焼き 21								



自然とのふれあいの推進

自然とのふれあい、心の安らぎや感動を得ることは、自然に対する理解を深め、環境を大切にする心を育むうえでも、重要な意義を有しています。

このため、多様な自然とふれ合うことができるよう、場所等の整備を行うとともに、自然とのふれ合いを促進するための諸活動をしています。

ここでは、四国中央市での観光スポット、イベント等の一部を紹介します。

～翠波高原～



春には菜の花や桜、夏から秋は高原をおおいつくすコスモス、秋には萩の花、翠波高原には、一年の大半、美しい花々が咲き誇っています。

～土居三山～



法皇山脈の中で、1500mを超える高峰(西から東赤石山、二ツ嶽、赤星山)が連なる土居三山には、多くの登山客が訪れています。

～金砂湖～



標高 290mにある湖面は、周囲の山々の緑を映し出し、真紅の平野橋と見事なコントラストを描き出しています。水と緑の豊かなアウトドアゾーンとして整備が進められ、釣り、ジェットスキー、ウインドサーフィン、キャンプなどを楽しむ人々が訪れています。

～やまじ風公園～



遊具、ローラー滑り台、野球やサッカーの試合ができる多目的広場があり、その周りには一周 750m のジョギングコースなどもあります。公園のシンボルは、「風のホルン」で、風が吹くと自然のメロディが奏でられます。

～余木崎海水浴場～



香川県境にあり、波静かな瀬戸内海に面した海水浴場です。シャワー室、休憩所、トイレ、駐車場が設備されています。

～寒川豊岡海浜公園ふれあいビーチ～



愛媛県下有数の人工海浜による海水浴場で、白い砂浜が広がる美しいビーチです。シャワー室、休憩所、トイレ、駐車場が設備されています。

～霧の森～



「霧の森」は大自然の息吹を満喫できます。木々のささやきや小鳥たちのさえずり、ゆったりとした時間が流れるひとときを過ごすことができます。

～榎木の滝（左）、機滝（右）～



（榎木の滝）東赤石山中腹にある滝で、落差 20m がある斜瀑の滝壺は、鮮やかな緑色をしています。

（機滝）皇子溪谷にある滝で、機を織るように見える美しい滝です。

～塩塚高原～



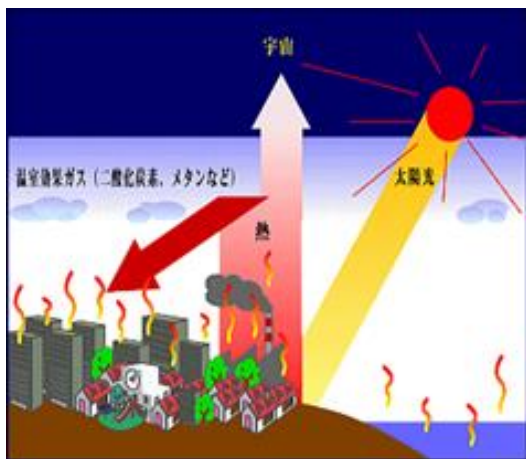
100 ヘクタールの高原で、大自然を満喫でき、夏はアウトドア、秋は紅葉とススキが広がる景色で観光客を楽しませています。またすぐ近くにはパラグライダースポットもあります。

～森と湖畔の公園 オートキャンプ場～

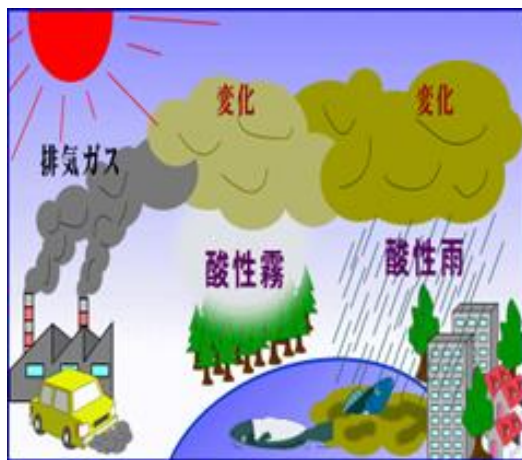


11 サイトあるオートキャンプ場は、ゆったりとしたスペース。キャンプ用品もそろっているので、気軽にアウトドアを楽しむことができます。

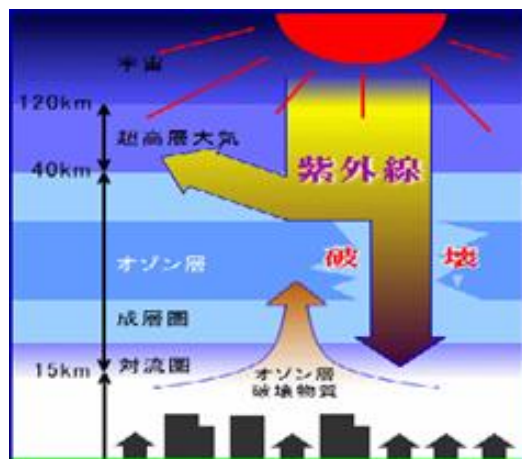
地球規模の環境問題



本来「温室効果ガス」は宇宙に出ていこうとする赤外線をとらえ、生物が生きていく上で、適した気温を保っています。しかし、地球を取り巻く温室効果ガスが増え、赤外線を吸収する量も増え、大気気温が上がります。これが地球温暖化です。地球温暖化により気候が変わり、農業生産への影響がでたり、海面が上昇し、小さな島が沈んでしまう恐れがあります。



石炭や石油などの化石燃料の燃焼などによって、硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中へ放出されることにより、これらのガスが雲粒に取り込まれて複雑な化学反応を繰り返します。そして、硫酸イオン、硝酸イオンなどに変化し、強い酸性を示す降雨、または乾いた粒状の物質として降下する現象が酸性雨です。酸性雨は森林を破壊し、生物に影響を与えます。



地球をとりまく大気中にオゾンを多く含んだオゾン層があります。オゾンは生物に有害な紫外線を吸収することで、地上の生態系を保護しています。しかし、近年、人工物質のフロンにより、オゾン層の破壊が進んでいます。このままオゾン層の破壊が進むと、紫外線がオゾン層で十分に吸収されず地表に届き、皮膚ガンが増加するなど、人間を含めた生物全体に大きな影響を及ぼす恐れがあります。



地球の自然環境を保全するためにも、豊かな生態系と、それを担保する生物多様性が必要とされています。しかし、在来の生態系を脅かす外来生物の侵入が世界中で問題となっており、国内では生態系に大きな影響を与える生物を特定外来生物に指定しています。

(左図・アカカミアリ、アライグマ)

※このページをコピーしてご利用下さい。

環境家計簿

今月の目標

月

	消費量	計	排出係数	CO ₂ 排出量	金額
電気	kwh		× 0. 5		
L P ガス	m ³		× 6. 0		
灯油	L		× 2. 5		
ガソリン	L		× 2. 3		
ゴミ(廃プラスチック)	kg		× 2. 7		
合 計				kg	円

＜典拠＞ 環境省 HP「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」より

実行できていると思うものに○をつけましょう。

冷蔵庫の開け閉めを減らし、長時間開けたままにしない。	洗濯機は、注水すすぎをやめ、ためすすぎをする。	
使わない部屋の電気はマメに消す。	洗顔、歯磨きの時は水の出しっ放しをしない。	
冷房時は 28℃に、暖房時は 19℃に室温を調整する。	車に乗るときは、不要なアイドリングはしない。	
部屋を片付けてから、掃除機をかける。	車を離れる時や荷物の積み降ろし時は、必ずエンジンを切る。	
ドライヤーの使用時間を3分短くする。	車の使用を控え、公共交通機関を利用する。	
電気カーペットの使用時間を一日1時間短くする。	近いところへは、徒歩や自転車で行く。	
お湯を沸かす時、湯沸器からお湯を入れコンロで沸かす。	車の急発進や急加速、スピードの出し過ぎに気をつける。	
食器洗いの時は、お湯の温度をなるべく低くして洗う。	エコマーク商品を積極的に買うようにする。	
お風呂は、水から沸かさずに、お湯を直接入れて沸かす。	買い物には買い物袋を持っていく。	
お風呂は、家族で時間をおかず、続けて入る。	商品を買うときは、棄てる時のことを考えて買う。	
シャワーの出しっ放しをなくし、マメに止める。	使い捨ての商品はできるだけ買わない。	
お風呂の残り湯を洗濯に使う。	温室野菜を避けて、旬の野菜を買うようにする。	

四国中央市の環境

発行 四国中央市
(市民部 生活環境課)

〒799-0497

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

TEL (0896) 28-6145

FAX (0896) 28-6059